

## ■求人者・求職者の皆様へ（取扱職種の範囲等の明示書）

職業安定法 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。

株式会社ケアネットワークスデザイン 許可番号（13-ユ-313165）

●取扱職種の範囲等 ・職種は全職種 ・地域は日本国内とします

●手数料に関する事項

求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円（手数料負担者は求人者とします。）
1) 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	<p>●成功報酬：期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 30%を標準とします。なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の内定書や労働条件通知書等に記載されている年間賃金の 50%または充足 1 件につき 1,000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。手数料負担者は求人者とします。</p> <p>●期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 職業紹介が成功した場合における当該求職者の当該労働契約の期間にわたる内定書や労働条件通知書等に記載されている賃金（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）の 50%または充足 1 件につき 1,000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。手数料の負担者は求人者とします。</p>
2) 求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	<p>●成功報酬：職業紹介が成功した場合における当該求職者の内定書や労働条件通知書等に記載されている年間賃金の 50%を標準とします。なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の 50%または充足 1 件につき 1,000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。手数料の負担者は求人者とします。</p>
3) 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索及びこれに付随するサービス	<p>着手金：確認書を提出したことをもって 300 万円 活動 1 日当たり：10 万円 上記のうち、いずれか高い方とする。</p> <p>成功報酬：</p> <p>●期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 職業紹介が成功した場合における当該求職者の内定書や労働条件通知書等に記載されている年間賃金の 50%を標準とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の 50%または充足 1 件につき 1000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。）手数料の負担者は求人者とします。</p> <p>●期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 職業紹介が成功した場合における当該求職者の当該労働契約の期間にわたる内定書や労働条件通知書等に記載されている賃金（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）の 50%または充足 1 件につき 1,000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の 50%または充足 1 件につき 1,000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。）手数料の負担者は求人者とします。</p>

※法令に基づいて管轄省庁に届け出ている手数料率です。届け出る手数料率は上限であり、実際の手数料については求人者及び関係雇用主と契約書等にて取り交わすものとなります。

※求職者の皆さまから手数料は徴収いたしません。

#### ●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 江幡 俊行 連絡先 (03-5214-5750)

#### ●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲はヘッドハンティング事業部及び人材紹介事業の担当職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者江幡俊行とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者江幡俊行とする。

#### ●返戻金制度に関する事項

当社では、ご紹介した求職者が入職日から6か月以内に自己都合で退職された場合に、

下記を基本の返戻金制度として、お支払いいただいた紹介手数料を一定料率で返金する制度がございます。

詳細は申込書または契約書でご確認ください。

入職日より30日以内 返還率 100%

入職日より30日を超えて90日以内 返還率 50%

入職日より90日を超えて180日以内 返還率 10%